

第 5 章 学位及びその授与

第 1 2 条 学位は修士及び博士とする。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）	博士（文学）
心身科学研究科	修士（心理学）	博士（心理学）
	修士（健康科学）	博士（健康科学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経営学研究科	修士（経営学）	博士（経営学）
法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
総合政策研究科	修士（総合政策）	博士（総合政策）
薬学研究科	博士（薬学）	
歯学研究科	博士（歯学）	

第 1 3 条 修士の学位は、本大学院博士前期課程（修士課程）に 2 年以上在学して、第 4 条に定める文学研究科 3 6 単位以上、心身科学研究科心理学専攻 3 6 単位以上・健康科学専攻 3 4 単位以上、商学・経営学・法学研究科 3 2 単位以上、総合政策研究科 3 4 単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に与える。ただし、総合政策研究科の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 博士（文学・心理学・健康科学・商学・経営学・法学・総合政策）の学位は、本大学院に 5 年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては当該課程における 2 年の在学期間を含む。〕以上在学して、第 4 条に定める文学・心身科学研究科心理学専攻 3 6 単位以上、心身科学研究科健康科学専攻は博士前期課程で 3 4 単位以上、博士後期課程で 2 2 単位、商学・経営学・法学研究科 3 2 単位以上、総合政策研究科 3 4 単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた上、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績をあげた者については、大学院に 3 年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。〕以上在学すれば足りるものとする。

4 博士（薬学・歯学）の学位は、本大学院薬学研究科・歯学研究科に 4 年以上在学して、第 4 条に定める 3 0 単位以上を修得し、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。